

アムンディ・グループ従業員向け株式募集（以下「2025 年度従業員向け募集」または「本募集」といいます。）におけるアムンディ株式取得を通じたアムンディ株式への投資について、皆様にご案内します。本書は、募集書類（とりわけ説明文書および申込書）に追加して提供されるものであり、2025 年度従業員向け募集に関する日本固有の募集要項および税務上の主な効果を簡潔に要約しています。また、アムンディ・インターナショナル・グループ・セービング・プラン（以下「本プラン」といいます。）の規則をあわせて参照することを推奨します。これらの資料はいずれもウェブサイト（www.weshare.amundi.com）より入手可能です。アムンディおよびあなたの雇用主のいずれも、2025 年度従業員向け募集に関連して、個々人に、財務上または税務上の助言を提供することはありませんので留意してください。

本書および本書に関連する書類で説明する 2025 年度従業員向け募集は、本プランに加入しているアムンディ・グループの企業の従業員である皆様に提案するものです。本募集への参加は義務ではなく、また、参加するか否かの決定があなたとアムンディ・グループとの雇用関係にプラスまたはマイナスのいずれにも何らかの影響を及ぼすことはありません。参加するか否かは、個々の状況およびあなたが求める中立的な助言を考慮し、自身で判断してください。

アムンディ株式はユーロネクスト・パリ（パリ証券取引所）に上場されています。あなたの出資は、アムンディ株式の市場価格に連動するため、これに合わせて変動します。その結果、あなたの出資にはリスクが伴います。アムンディは、フランス金融市場庁（AMF）にアニュアル・レポートを提出しており、これには当社の事業、財務成績および株式投資に伴う一定のリスクに関する重要な情報が記載されています。直近のアニュアル・レポートは、ウェブサイト（www.amundi.com）または雇用主に請求することにより入手可能です。

本書に含まれる情報は、参考のために提供されているものに過ぎません。また、アムンディおよびあなたの雇用主のいずれも、アムンディ株式の将来の価格について投資に係る助言や保証を与えることはできません。

▶ 日本固有の募集要項

■ 証券法に関する情報

2025 年度従業員向け募集において申込可能な株式数である 1,000,000 株の上限（下記参照）に加え、日本における本募集の発行価額の総額は 44,178,059 円に制限されます。日本において上限を超える申込があった場合、あなたの申込金額は減額されます。

アムンディ株式は、その日本における本募集の合計金額が（2024 年に、アムンディが日本のアムンディ・グループの従業員に発行した株式の発行価格の総額とあわせて）1 億円未満であるため、日本の金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）第 4 条第 1 項に基づく届出はなされておらず、今後も届出がなされる予定はありません。

■ 外国為替管理に関する情報

あなたがアムンディ株式を日本の非居住者に対して譲渡する場合で、その取引の売却価格が 1 億円を超えるときは、日本の外国為替管理に関する法令に基づき、当該アムンディ株式の譲渡から 20 日以内に、日本の財務大臣に（日本銀行経由で）報告書を提出する必要があります。

■ 参加資格

あなたが、本プランに加入しているアムンディ・グループの企業の従業員であれば、本募集に参加する資格を有します。ただし、申込期間の終了（2025 年 9 月 26 日）の時点で、少なくとも 3 か月の雇用期間が経過していることが条件です。この 3 か月は、期間の継続・非継続を問いません。非継続的な 3 か月の通算の対象期間は、2024 年 1 月 1 日から申込期間の最終日（2025 年 9 月 26 日）までです。また、当該従業員が申込をする申込期間内の日に雇用されている必要があります。

■ 申込期間および申込価格

2025 年度従業員向け募集の申込期間は 2025 年 9 月 15 日より開始し、2025 年 9 月 26 日に終了します。この期間中のみ申込が可能です。

申込価格は、2025 年 9 月 12 日に確定しています。申込価格は、同日の前日までの 20 取引日におけるアムンディ株式の始値の平均から 30% 割引した価格です。

■ユーロと日本円の為替変動

日本においては、あなたは日本円で出資のための支払を行うこととなります。アムンディ株式の引受けはユーロ建てで行われるため、あなたの出資金額は、アムンディが申込価格の決定と同時に設定した為替レートでユーロに換算された額となります。このユーロ建ての金額が、増資の実行の日にアムンディ株式に出資されます。その後、ユーロと日本円の間の変動は、あなたの出資にプラスまたはマイナスの影響を与えます。したがって、あなたの投資期間中、アムンディ株式の価値は、ユーロと日本円の間の変動による影響を受けます。その結果、ユーロの価値が日本円に対して高くなった場合、日本円で表示される株式の価値は上昇します。反対に、ユーロの価値が日本円に対して低くなった場合は、日本円で表示される株式の価値は低下します。

■申込手続

申込は、別途提供されるログインユーザーIDおよびパスワードを使用し、本募集のウェブサイト (www.weshare.amundi.com) から行うことができます。申込期間の最終日まで、オンライン上で申込金額の変更が可能です。申込の処理は、申込用のウェブサイト上に登録された最新の申込内容に基づいてなされます。書面による申込書についても、自身の雇用主へ請求することにより入手可能です。書面による申込とオンラインによる申請を行った場合、オンラインによる申請のみが処理され、申込書については処理の対象外となります。

■適用される上限

本募集において各自が出資できる最大の申込金額は、自身の年間報酬総額の25%を上限とし、かつその出資金額は最大で40,000ユーロまでであることが条件となります。かかる40,000ユーロの上限は、2025年度においてアムンディの従業員が参加可能な全てのクレディ・アグリコル・グループの従業員株式保有事業に課せられます。申込可能上限額の計算上、年間報酬総額には、給与のほか、2025年度中に既に受け取った賞与および同年度の残りの期間中に受け取ることが予想される賞与も含まれます。また、この25%の上限は、フランス法準拠で設定されたセービング・プランの枠組内で提供されたすべての株式募集において、自身が同一暦年に出資したすべての金額を考慮に入れて計算するものとします。

本募集で申込可能なアムンディ株式の数には制限があります。本募集における株式数の上限は、合計1,000,000株までです。申込が本募集のために設定された株式数を超過した場合、申込の縮小が行われます。かかる縮小は、全参加者の申込株式総数が申込可能な株式数と同数になるまで、最も株式数の多い申込から縮小していく形で行われます。

- ・募集株式の総数を出資者の数で除し、「平均申込数」を求めます。
- ・「平均申込数」以下の申込は、そのすべての数が割り当てられます。
- ・「平均申込数」を超える申込は、まず、上記の平均の数まで縮小されます。
- ・残りの募集株式の数を、縮小された申込の件数で除し、「新平均申込数」を算出します。
- ・「新平均申込数」以下の申込は、そのすべての数が割り当てられます。
- ・この再分配後に残った募集株式は、その申込株式数が「新平均申込数」を超えた出資者間で（当初の申込株式数を上限として）平等に配分されます。

なお、日本において募集される株式数は、申込金額の合計が44,178,059円以下となる数に制限されます（上記「証券法に関する情報」をご参照ください。）。

■支払方法

申込金額の支払は、銀行振込で雇用主に支払われます。

送金情報は次の通りです。

銀行名: (株)三菱UFJ銀行

支店名: 新丸の内支店

口座種別: 普通

口座番号: 4228315

口座名義人: アムンディ・ジャパン株式会社

SWIFTコード: BOTKJPJT

金融機関コード: 0005

支店コード: 422

支払は、2025年10月16日までに上記の口座に着金する必要があります。

■株式の保管

あなたは、2025年度従業員向け募集を通じて申し込んだアムンディ株式の登録名義人となります。株式は、Upteviaが管理するアムンディの株主名簿に、あなたの名義で登録されます。

■配当金

保有する株式に対して支払われる配当金は、フランス税法上適用される源泉徴収税の控除後に分配されます。アムンディによる将来の配当金の支払、また、将来の配当金の額については、保証されているものではありません。

■議決権

あなたは、アムンディの株主として、自身の購入した株式に係る議決権を行使することができます。また、アムンディの株主総会に出席する権利を有します。1株につき1個の議決権が付されており、すべての株主総会においてこれを行使することができます。

■ 5年間のロックアップ期間および早期解除事由

本募集により付与される利益に鑑み、あなたの出資は、5年間のロックアップ期間（2030年10月23日まで（同日を含む））の制限を受けます。その期間中、あなたは自身の株式を売却することはできません。

ただし、以下のいずれかの事由が発生した場合は、あなたは自身の投資の処分を請求することができます。

- ・ 結婚（*）
- ・ 2名以上の子の扶養義務を既に有する家計における第3子以降の出生または養子縁組（*）
- ・ 自身の住宅が1名以上の子の単独または共用の通常の住居として定める判決を伴う、離婚または別居（*）
- ・ 雇用契約の終了
- ・ 本人、その配偶者または子による、特定の種類の事業を開始するための出資金の利用（*）
- ・ 住宅の新築を含む主たる住居の取得または増築のための出資金の利用（*）
- ・ 本人、その配偶者または子の身体障害
- ・ 本人またはその配偶者の死亡
- ・ 債務超過に関する委員会または裁判官によって認められた債務超過
- ・ 従業員の配偶者、パートナーもしくはシビル・パートナーまたは前の配偶者、パートナーもしくはシビル・パートナーによる当該従業員に対しての家庭内暴力行為
- ・ 主たる住居におけるエネルギー効率を向上させる改修工事のための資金の利用（*）
- ・ 電気自動車および/または水素燃料自動車の購入（*）

（*）印の事由は、当該事由から6か月以内に早期解除請求を提出しなければならないことに留意してください。

償還は、その選択に応じて、売却される全部または一部の株式に関する一括払いの形で行われるものとします。早期解除事由は、フランスの法律により定められており、フランスの法律にのっとって解釈および適用されなければなりません。あなたが自身の具体的な状況を雇用主に説明し、かつ必要な証明書類を提供した上、早期解除事由があなたの状況に適用されると雇用主が確認しない限り、早期解除事由が適用されると判断してはなりません。

■ 労働法に関する免責事項

2025年度従業員向け募集は、フランス企業であるアムンディによって提供されるものであり、日本の雇用主によって提供されるものではないことに留意してください。本募集または今後の募集において恩恵を受ける者を採用するかは、アムンディの単独の裁量により決定されます。

2025年度従業員向け募集は、あなたの雇用契約の一部を形成するものではなく、また、かかる契約を修正または補足するものでもありません。現在の募集の実施は、アムンディの裁量で決定されます。これにより権利が付与されるものではなく、また、2025年度従業員向け募集への参加によって類似の取引に参加する権利が与えられることもありません。アムンディには、今後数年間に新規の募集を開始する義務はありません。

あなたが2025年度従業員向け募集に基づき受ける（または受ける権利を得る）利益または支払は、あなたが受ける可能性のある将来の利益、支払またはその他の権利（雇用終了の場合を含みます。）の量や額を定める際に考慮されることはありません。

▶ 従業員向けの課税に関する情報

以下の要約では、従業員のうち、(i) 投資を処分するまで、日本国の税法ならびに日本国およびフランス共和国の二重課税防止に関する協定（以下「本条約」といいます。）上の日本の永住者であって、(ii) 本条約の利益を受ける権利を有する者に適用されることが想定されている一般原則を規定しています。

この要約は、参考情報として提供されるものに過ぎず、完全または最終的なものとして依拠されてはなりません。

以下に挙げる税務上の効果は、本募集の時点で適用される一定の日本およびフランスの税法および税務ならびに本条約に従い記載されるものです。これらの法律、実務および本条約は、今後変更される可能性があります。あなたに適用される課税上の取扱いは、自身の状況により、また、特に、国際的な移転を伴う場合、この要約に記載されている体制と異なる可能性があります。例えば、あなたがいわゆる駐在員であり、そのため日本の税務上は、日本の非永住者または非居住者とみなされる場合です。より確実な助言を得るためには、従業員は自身の税務顧問に、本募集に参加する税務上の効果について相談する必要があります。

株式取得時における税金または社会保険料の適用

フランスにおける課税

アムンディ株式の取得時に、フランスにおける税金または社会的費用が課されることはありません。

日本における課税

アムンディ株式の公正な市場価格と申込価格との差額（以下、「割引額」といいます。）について、所得税（東日本大震災に係る復興特別所得税を含みます。以下同様です。）および住民税を支払わなければなりません。上記の割引額の計算上、アムンディ株式の取得時点の公正な市場価格は、株式の発行日（2025年10月23日）のアムンディ株式の市場価格（終値）となります。

これらの税は、課税対象となるあなたの総所得金額に基づいて累進税率により計算され、その限界税率は55.945%（所得税45%、震災復興特別所得税0.945%および住民税10%）で、あなたに適用される実際の税率はあなたの総所得金額および適用される税率区分によります。

割引額は、日本の税務上、アムンディ株式の取得の効力が発生した年において、アムンディ・ジャパンから支払われた給与とともに、給与所得と区分されると思われます。割引額は、アムンディ・ジャパンがあなたへの株式に係る事務又は引渡に関与していないと仮定する場合には、源泉徴収税の適用はありません。あなたは、給与所得としての割引額を含む所得を、翌年の3月15日（延長されない限り）以前に所轄税務署（通常、居住地の税務署）に確定申告し、当該確定申告に基づいて自身の税金を支払わなければなりません。

住民税は、前年の所得に基づいて計算されるため、所得を得た年の翌年に課税されます。

割引額について、アムンディ・ジャパンが社会保険料を徴収することはありません。

配当金の課税上の取扱い

配当金には、フランスにおける源泉徴収税が課されます。また、日本においても課税の対象となります。

フランスにおける課税

フランス国内の法律上、フランス企業がフランス非居住者に対して支払う配当金は、一般的に、その支払時にフランスにおける源泉徴収税が課されます。フランスにおける源泉徴収税の税率は、12.80%です。この額は、配当金が、非協力的な国家・地域（Non-Cooperative State or Territory）（以下「NCST」といいます。）¹において開設された銀行口座に支払われる場合は、75%に引き上げられます。

フランスと日本の間で締結された租税条約および以下に記載する一定の手続を条件として、この税率は10%に引き下げられます。

源泉徴収税は、配当金の支払日より前に支払代理人に居住者証明書（フランス財務省様式第5000号、現地の税務当局による承認済みのもの）を提示した場合であれば、軽減税率の10%で課税されます。

配当金の支払日より前に支払代理人に居住者証明書が提示されなかった場合、源泉徴収税は、国内税率

（12.80%または75%）で課税されます。ただし、支払のあった年の翌々年の12月31日より前に、フランス財務省の様式第5000号（居住者証明書）および様式第5001号（還付請求書）をフランス税務当局に提出することにより、本条約上の軽減税率である10%を超過して支払われた源泉徴収税の還付を受けることができます。

日本における課税

あなたのアムンディ株式に対してアムンディからあなたに支払われる配当金については所得税（配当所得）および住民税が課税されますが、社会保険料が課されることはありません。原則的には、あなたの保有するアムンディ株式に対してアムンディからあなたに支払われる配当金の総額が、日本の税務上配当所得とみなされ、累進税率（上記の通り、限界税率は55.945%）により所得税および住民税の課税対象となる総所得金額に含まれることとなります。

しかし、あなたは、配当金について他の所得から分離して20.315%（所得税15%、震災復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率で課税されることを選択することができます。なお、社会保険料が適用されることはありません。フランスにおける源泉徴収税に係る外国税額控除については、日本の税務上、一般的に、確定申告を行うことにより、日本の租税法の要件および制限の範囲内でその適用を受けることができます。

いずれの場合であっても、原則として、あなたは翌年の3月15日（延長されない限り）以前に所轄税務署（通常、居住地の税務署）に確定申告し、自身の税金を支払わなければなりません。住民税については翌年に課税されます。

ただし、(i) あなたの給与所得が2,000万円以下である場合は、当該給与所得の全額が日本の雇用主であるアムンディ・ジャパンによる源泉徴収の対象となっており、かつ (ii) 給与所得および退職所得を除いたあなたの所得（配当所得を含みます。）の合計が20万円以下である場合、確定申告を行う必要はありません。

あなたのアムンディ株式に対する配当金は、日本の支払取扱者（例：日本の証券会社）を経由することなく、外国の証券会社において開設されたあなたの証券口座に直接支払われるため、日本の源泉徴収税は適用されません。

保有株式に対する財産税

日本における財産税の適用はありません。

ロックアップ期間の終了および/または株式の売却による税務上の効果

ロックアップ期間の終了時、あなたは株式を売却するか、保有を継続するかを選択することになります。

フランスにおける課税

ロックアップ期間の終了またはその後のアムンディ株式の売却時の実現利益（もしあれば）に対して、フランスにおける所得税は課されません。

¹ NCSTのリストは毎年修正されます。現在NCSTに指定されている国家および地域は、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、タークス・カイコス諸島およびバヌアツです。

日本における課税

ロックアップ期間後にアムンディ株式の保有を継続することを選択した場合でも、株式の保有のみを理由として、日本の課税（財産税等）または社会保険料が適用されることはありません。

ロックアップ期間の終了後（または早期解除が許容される事由が生じた場合に）、保有株式を売却した場合、当該株式売却による売却益（売却金額と、上述のアムンディ株式の取得時点の市場価格（上述の割引額が既に課税済との前提で）に取得費用（もしあれば）を加えた額との差額）について、一律に 20.315%の税率で、所得税および住民税が課税されます。

原則として、あなたは翌年の3月15日（延長されない限り）以前に所轄税務署（通常、居住地の税務署）に確定申告し、自身の税金を支払わなければなりません。ただし、(i) あなたの給与所得が2,000万円以下である場合は、当該給与所得の全額が日本の雇用主であるアムンディ・ジャパンによる源泉徴収の対象となっており、かつ(ii) 給与所得および退職所得を除いたあなたの所得（株式の売却益を含みます。）の合計が20万円以下である場合、確定申告を行う必要はありません。

株式の売却益について、社会保険料が課されることはありません。

報告義務

上記に説明した範囲で、あなたはアムンディ株式の購入、配当金の受取りまたは売却により得た所得を確定申告により申告する必要があります。また、一定の法令の基準を満たした場合、アムンディ株式の保有を、納税申告書とともに提出する必要がある財産債務調書または国外財産調書により申告する必要があります。

注意事項：

本補足文書は2025年6月に作成されたものであり、株式の交付もしくは売却時、または配当金の受領時における課税上の効果は上記と異なる可能性があることにご注意ください。